

債務負担行為設定事業（業務委託）の 変動型最低制限価格の設定について

令和8年2月4日付で入札公告する「神契公告第217号～第246号」の『債務負担行為を設定した業務委託案件』の入札に際し、公正な競争の確保と適正価格による受注を図るため、変動型最低制限価格を設定いたします。

最低制限価格は、下記のとおり設定いたします。

◎最低制限価格の算定方法

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格積算基準額} \times \text{無作為（ランダム）係数}$$

- (1) 最低制限価格積算基準額（以下「基準額」という）は、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内において適宜の割合で決定します。
- (2) 基準額は、開札直前までに決定します。
- (3) 無作為（ランダム）係数は、0.995から1.005の範囲内（1.000は除く）で小数点以下第3位までの十段階（下記の表）で、開札直前に抽選で決定されます。
- (4) 無作為（ランダム）係数の決定は、最低制限価格自動計算システムにより行います。
- (5) 抽選された無作為（ランダム）係数で下記の表から最低制限価格（千円未満切捨）を算出し、決定します。
- (6) 開札会場で、開札立会人に対して無作為（ランダム）係数を公表します。

最低制限価格算出式	
基準額 × 1.005	基準額 × 0.999
基準額 × 1.004	基準額 × 0.998
基準額 × 1.003	基準額 × 0.997
基準額 × 1.002	基準額 × 0.996
基準額 × 1.001	基準額 × 0.995

※参照 令和7年度債務負担行為設定事業(業務委託)に係る変動型最低制限価格算出要領